

介護保険とは

身体機能のおとろえや認知症などにより、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みです。対象者の状態が、要介護・要支援と認められれば、**実際にかかった費用の1割を自己負担するだけ**でさまざまな介護サービスを受けられるようになります。

介護保険制度を利用するには

「介護や支援が必要な状態である」という**介護認定を受ける必要**があります。

- ① お体や生活環境などの状態により 非該当(自立)、**要支援1**、**要支援2**、**要介護1**から**5**の区分の判定を行います。面倒な介護認定の申請は、私達が代行出来ます。

居宅介護支援事業所のケアマネージャーが、最適なサービスを利用できるように**ケアプラン**を作成します。

- ② ケアマネージャーに対しての費用は、国からの報酬で行っておりますので、**自費負担金は一切ございません**。
次に、実際のサービス提供事業所と利用契約後 サービスを利用できます。

利用できるサービス

私たちケアマネが、利用者様に必要とされるサービスを計画し初めてサービスの利用ができます。計画は随時見直しを行います。

訪問介護・介護予防訪問介護

ヘルパーが自宅を訪問して食事、入浴排泄、通院の介助、家事等の日常生活お手伝いをさせていただきます。

要介護の方（1回あたり）

生活援助	20分以上45分未満	170円
	45分以上	235円
身体介護	20分未満	170円
	20分以上30分未満	254円
	30分以上60分未満	402円

要支援の方

月額（週1回の場合） 1220円



通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

ご自宅まで送り迎えや、入浴、食事レク等のサービスをご利用できます。昼食、おやつは**別途費用**がかかります。

要介護の方（1回あたり）

利用時間	3時間～5時間	461円～
	5時間～7時間	700円～
	7時間～9時間	809円～

要支援の方

月額（週1回の場合） 2099円



福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

月額 車いす 400円～
特殊寝台（介護ベット） 1000円～
等など 12種類レンタルできます。

要支援の方はレンタルできる物が制限されます。

福祉用具購入・介護予防福祉用具購入

1割負担で購入出来ます。（年額10万円まで）

- ・購入出来るものが限られています。
- ・書類審査があります。

住宅改修・介護予防住宅改修

支給限度基準額 20万円（自己負担1割）

- ・対象工事が決められており、必要と認められた工事に対してのみ対象。
- ・工事前に書類審査があるので、事前に相談してください。

- ・訪問看護・介護予防訪問看護
- ・通所リハビリ・介護予防通所リハビリ
- ・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- ・通院等の為の乗車、降車の介助など

その他にも利用できるサービスがありますのでご相談ください。

介護保険サービス利用 上限金額

要介護度	1か月に利用できる金額の上限	上限まで利用した場合の自己負担額
要支援1	49,700円	4,970円
要支援2	104,000円	10,400円
要介護1	165,800円	16,580円
要介護2	194,800円	19,480円
要介護3	267,500円	26,750円
要介護4	306,000円	30,600円
要介護5	358,300円	35,830円

高額自己負担金給付制度

●高額介護サービス費

1か月の介護サービスの1割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合は、超えた分が「高額介護サービス費」として所得区分に応じて申請により給付されます。

●高額医療合算介護サービス費

1年間の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が著しく高額になった場合は、高額介護サービス費に加え、一定の額が「高額医療合算介護サービス費」として給付されます。